

下関市国民健康保険限度額適用認定交付基準

(目的)

第1条 この基準は、国民健康保険限度額適用認定に関し、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。）第27条の14の2に規定する事項のほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(限度額適用認定)

第2条 限度額適用認定は、申請を行った被保険者が属する世帯の世帯主に、保険料の滞納がないことを確認できた場合に限り行う。ただし、保険料の滞納があることについて、特別の事情があると認められる場合又は市長が適当と認める場合は、認定を行うものとする。

- 2 前項の特別の事情とは次の各号に掲げる事由により国民健康保険料を納付することができないと認められる場合をいう。
 - (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
 - (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したと。
 - (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
 - (5) 前各号に類する事由があったこと。
- 3 第1項の特別の事情を有する世帯主は、限度額適用・標準負担額減額認定申請書と併せ特別の事情に関する届（下関市国民健康保険特別療養費の支給に関する要綱に定める様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の市長が適当と認める場合とは次の各号に掲げる場合をいう。
 - (1) 限度額適用認定の申請時において、申請を行った被保険者が属する世帯の世帯主に、保険料の滞納があり、現年度賦課分については、年度内に、過年度賦課分については、1年以内に完納又は滞納保険料の著しい減少が見込めること。
 - (2) 限度額適用認定証の交付を受けようとする被保険者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給対象者であること。
 - (3) 限度額適用認定証の交付を受けようとする被保険者が、厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者であること。
- 5 前項第2号及び第3号に該当する場合は、限度額適用・標準負担額減額認定申請書と併せ公費負担医療受給者届（下関市国民健康保険特別療養費の支給に関する要綱に定める様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 6 第1項により限度額適用認定証の交付を行わなかった場合は、申請を行った被保険者に対し、その理由及び当該理由が解消されれば再度申請を行うことにより交付を行うことができる旨を説明しなければならない。

附 則

この基準は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年12月2日から施行する。